

鎌倉市立御成中学校 いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月

(平成 30 年 12 月改定)

鎌倉市立御成中学校

【学校教育目標】 『明朗』・『思いやり』・『自主自律』

(1) 『明朗』の中で期待されるもの

明るく、たくましく、夢や目標に向かって努力する生徒

(2) 『思いやり』の中で期待されるもの

仲間を思いやり、共に学び、高め合う生徒

(3) 『自主自律』の中で期待されるもの

深く考え、判断し、自ら進んで行動する生徒

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

[具体的ないじめの態様]

*心理的いじめ

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

*物理的いじめ

- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

【いじめに対する基本認識】

- いじめは、いじめを受けた生徒の尊厳を損なう、絶対に許されない行為である
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る
- いじめは、家庭環境や対人関係など、様々な背景から、様々な場面で起こり得る
- いじめは、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子どもにも注意を払う必要がある
- いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいものである
- いじめは、その行為や態様により、犯罪行為として取り扱われるものもある
(「神奈川県いじめ防止基本方針」)

【いじめ対策の基本理念】

- いじめは、人間として決して許されない行為であり、すべての児童生徒、保護者、教職員等学校関係者、その他すべての大人が、いじめに対する正しい理解をもって、いじめの根絶に取り組まなければならない。
- いじめを防止するために、あらゆる機会を通して、大人たちから子どもに対して「いのち」はかけがえのない大切なものであることを伝え、自分の「いのち」はもちろん他人の「いのち」も大切にすることを育む教育活動の充実に取り組まなければならない。
- いじめは、学校の内外を問わず様々な場所・場面で起こりうるものであり、子どもたちの周りにいる大人たちが、いじめが行われなくなるよう見守るとともに、学校はもとより、家庭や地域住民、関係機関・団体、市、県および国が連携して取り組まなければならない。
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得るものであり、すべての児童生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、すべての学校において、教育活動全般を通じて、いじめの防止等に取り組まなければならない。
- いじめは、子どもが所属する集団の構造や人間関係等に起因することから、互いの存在を認め合い、心の通う絆づくりにつながるような学級づくりや集団づくりを進めていかななければならない。（「神奈川県いじめ防止基本方針」）

1. 本校のいじめの防止等に関する基本的な考え方

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的、形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要です。大切なことは、いじめにつながる可能性があるすべての事例に対して、教職員がチームとなって、迅速かつ適切に対応することです。いじめの問題に取り組むにあたっては、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、早期に対応し、解消に向けて適切に取り組めます。

本校のすべての生徒にとって、学校が安全で安心して生活できる場所となり、学習やその他の活動に全力で打ち込めるように、教職員が情報を共有し学校全体でいじめの防止に取り組むとともに、関係機関や教育委員会との連携も密にし、生徒たち一人ひとりに対しチームで支援する体制づくりを進め、早期発見、早期解消に努め、「いじめのない学校」を目指します。

また、いじめの問題には、学校や家庭だけの問題としてではなく、全ての大人たちの問題として取り組む必要があるため、日頃から地域や家庭、関係機関と一丸となって相互に協力する関係づくりを進めていきます。

2. いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組

- 体験活動や特別活動の充実を図り、学校外の人々との関わりや集団活動を通して自己の役割や責任を果たそうとする態度やよりよい人間関係を築こうとする態度等、道徳性を育む取組を進めます。
- 日頃の授業や行事等特別活動の中で、自己決定の場を用意し、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを進めます。
- いじめの問題について主体的に考えられるよう、「特別の教科 道徳」（以下「道徳科」）の時間などを通して、「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、いじめをやめさせるために取るべき行動について理解させ、適切な行動がとれるよう指導します。
- 生徒会活動などを通して、生徒自らがいじめについて考え、議論し、主体的に行動する機会を設定するよう努めます。
- いじめのない学校を目指し、いじめの態様や特質等についての校内研修を実施し、生徒が発する小さなサインを見逃さず、いじめの兆候を早期に察知できるようにするとともに、職員会議等を通して全教職員間で共通理解を図り、組織的に対応します。
- 教職員は、自らの言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払います。
- いじめの防止等のための対策に関する取組を年間計画に位置付けて実施します。
- 市教育委員会や関係機関、地域の方等と情報交換を行い、生徒の日頃の様子について共通理解を図るとともに、教育活動における様々な場面で連携し、「いのちの大切さ」を学ぶ機会を設定するよう努めます。
- ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）をはじめとする、インターネットを通じて行われるいじめ（以下「インターネット上のいじめ」）を防止し、効果的に対処することができるよう、生徒やその保護者に対し、携帯電話利用教室等、必要な啓発活動を行います。また、学級活動や道徳科、総合的な学習の時間、技術・家庭科等の授業の中で、情報モラル教育の一層の推進を図ります。

(2) いじめの早期発見のための取組

- 「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る問題である」という共通認識を持ち、学校において、日頃から生徒の表情や行動、生活の様子に目を配るとともに、生徒との信頼関係の構築等に努めます。
- 学校生活の様々な場面において情報を収集し、気になることがあれば些細なことでも教職員間で情報共有し、チームで実態の把握に努めます。
- けんかやふざけ合いと見える事案についても生徒の感じる被害性に着目し、背景にある事情の調査等を行い、いじめに該当するか否かを見極めます。

○定期的にアンケート調査や教育相談を実施し、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの疑いや相談があった場合は、迅速かつ適切に対応します。

＜定期的な調査方法＞

① 生徒対象いじめ等のアンケート調査 年3回（5月、9月、2月）

② 個人面談（教育相談）を通じた学級担任による、生徒からの生活や学習に関する相談・面談 年2回（5月・10月）

○定期的に行うアンケート調査に、インターネット上のいじめに関する質問項目を設けるなど、インターネット上のいじめの早期発見に向けた取組を進めます。

○生徒及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう相談体制を整備します。

① スクールカウンセラーの活用

② いじめ相談窓口の設置（教育相談コーディネーター）と周知

③ 市や県の相談機関のパンフレット等の配付・活用

④ スクールバディの活用

(3) いじめの解消に向けた取組

○いじめの解消に向けた対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係する専門機関等との連携のもと、チームで取り組むことを基本とします。

○いじめを見た、または、いじめの疑いがある行為を見た場合は、すぐにやめさせ、迅速かつ適切に対応します。

○教職員がいじめに係る相談を受けた場合は、速やかにその事実を確認します。

○相談・通報のあった事案は、「いじめ防止等対策委員会」を開催し、情報の共有と早期解消に努めます。

○いじめがあったことが確認された、あるいはいじめの疑いがある場合には、学校は、いじめを受けた生徒を守り通すという認識のもと、平穏な学校生活を再開できるよう、当該生徒及びその保護者に対して必要な支援を行います。

○いじめを行った生徒に対しては、いじめは決して許されない行為であり、当該生徒の取った行動が相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした指導を行うとともに、いじめの行為に至った背景等の把握に努め、当該生徒及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行います。

○いじめを受けた生徒が安心して教育を受ける必要があると認められるケースは、保護者との相談の上、いじめた生徒に対して、一定期間別室等において学習を行うなどの措置を講じます。

○いじめを見ていた生徒にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。

○はやしたてたり、同調したりしている生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることが理解できるよう指導します。

- いじめが犯罪行為とみなされる場合や、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れのある場合は、警察と連携して取り組みます。
- いじめが解消している状態に至ったと判断した場合でも、いじめを受けた生徒及び、いじめを行った生徒に対して、日常的に注意を払い、再発防止に努めます。

[いじめが解消している状態]

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

- ①いじめに係る行為の解消：被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市長又は学校いじめ防止対策委員会等の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと：いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。（「神奈川県いじめ防止基本方針」）

(4) 家庭との連携

- 生徒がいじめを受けていると疑われる様子があるときに、保護者が学校に相談・通報する窓口の周知を図ります。
- いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒及び双方の保護者に対し、事実関係を速やかに伝え、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な支援を行います。
- 生徒の様子に目を配る際の留意点等を周知するなど、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発活動に努めます。
- 学校や家庭での生徒の様子について情報を共有できるよう、保護者と密に連絡を取り、いじめの未然防止・早期発見に努めます。

(5) 関係機関との連携

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、警察と連携して取り組みます。[再掲]
- インターネット上のいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、外部専門機関等への協力を得て、対応策の向上を図る取組を進めます。
- いじめを受けた生徒やいじめを行った生徒の立ち直りを支援するため、医療や福祉等の専門機関等の協力を得るための連携を図ります。

(6) 地域との連携

- 保護者や地域住民と学校の抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進します。
- 地域で生徒を見守る人の輪を広げるため、職場体験、ボランティア活動等の体験活動や行事等を通して地域の人々との交流を図ります。
- 学校評議員会において、学校がいじめに係る状況及び対策について情報提供し、連携・協働による取組を進めるよう努めます。

(7) 学校評価における扱い

- 学校で策定したいじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価に位置付けます。

3. いじめ防止等対策委員会の設置

いじめの防止等の取組を効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するため、特定の教職員で対処するのではなく、必要に応じて外部専門家の参画も得ながら、学校全体で組織的な対応を行います。

【構成員】

校長・教頭、総括教諭、教育相談コーディネーター、生徒指導担当教員、生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー等を中心として構成し、対応する事案の内容に応じて学級担任や部活動の顧問等構成員を追加します。

【開催時期と内容】

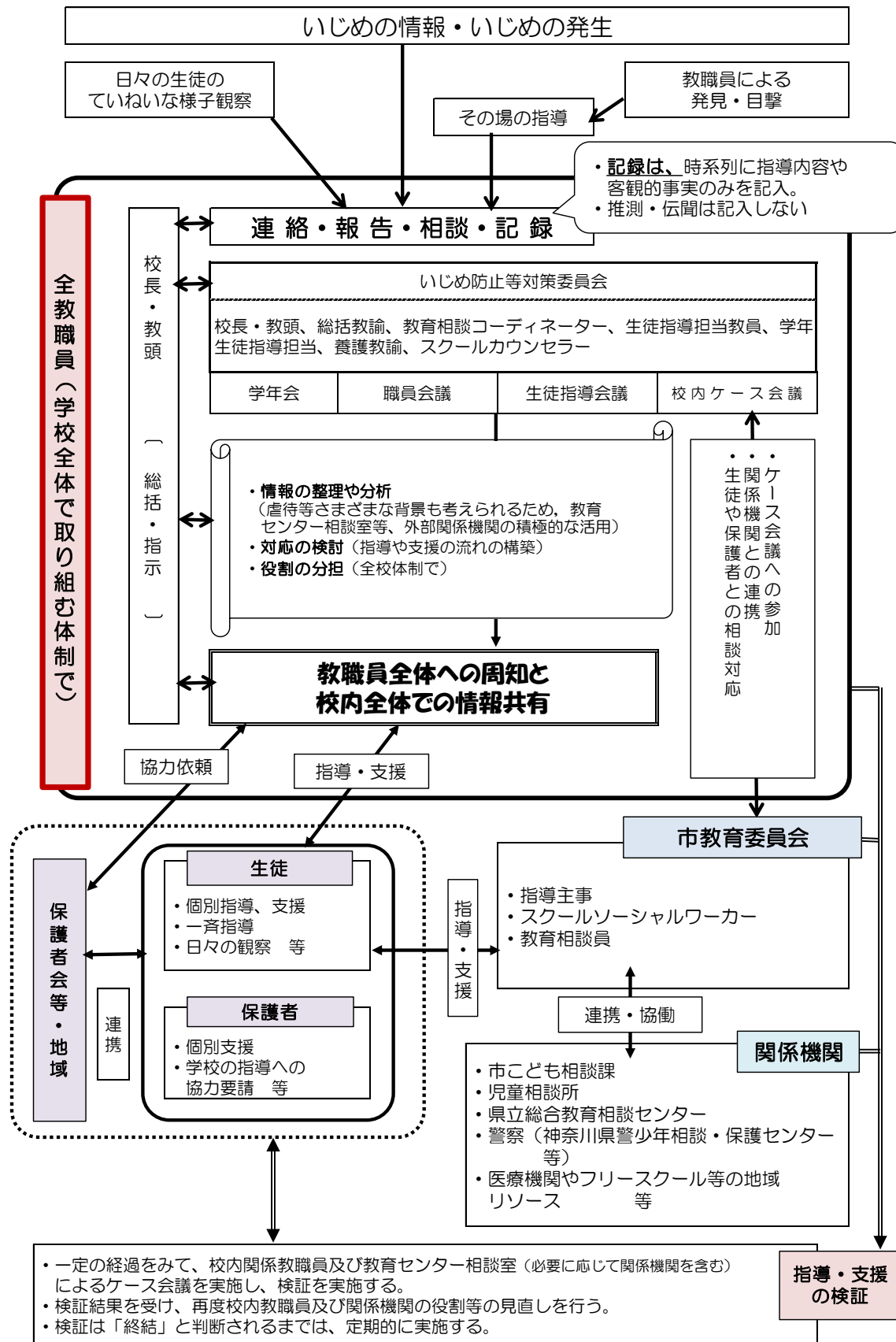
いじめの事案が発生していない時でも、学期ごとに開催し、生徒の情報交換といじめ防止のための事例研究や研修を行います。

また、学校いじめ防止基本方針の見直しや、基本方針に基づく取組の年間計画の作成や実施等のほか、次のことを担当します。

- ◇いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
- ◇生徒や保護者の相談や地域住民等からの通報の窓口
- ◇いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報を収集、記録
- ◇いじめの疑いのある情報があった際の学年会や職員会議等緊急会議の開催
- ◇関係する生徒への事実関係の聴取など、いじめに関連する情報の迅速な収集及び調査
- ◇いじめられた生徒の保護やいじめを行った生徒に対する指導や支援・連携・方針の検討
- ◇いじめを受けた生徒及び行った生徒に対する保護及び支援並びにその保護者との連携
- ◇在校生やその保護者に対する情報提供

4. いじめの事案が発生した時の対応

いじめは多くの子どもたちが関係する場合があります。迅速にいじめの状況を把握するには、複数の教職員によるチームでの対応が必要です。全教職員が同じ姿勢で取り組むことができるよう、学校全体で支え合う指導体制で進めることが大切です。



5. 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

いじめを受けていた生徒が自殺を企図したり、自殺に至ったりした場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合など、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、若しくは、いじめを受けていた生徒が、そのため相当の期間（年間 30 日間を目安とする。但し、一定期間連続して欠席している場合は、この目安にかかわらず。）欠席を余儀なくされている疑いがある場合を指します。

(2) 重大事態の発生時の対応

- 生徒がいじめを受けて、重大事態に陥った場合は、学校は、市教育委員会を通じて市長に報告するとともに、市教育委員会と協議して当該重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、可能な限り速やかに事実関係を明確にするための調査を行い、国の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」により適正に対応します。
- 生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして、適切かつ真摯に調査等に当たります。
- 学校が行う調査は、「いじめ防止等対策委員会」の構成員が中心となって進め、事態の収束まで調査を続けます。なお、事案内容により構成員については市教育委員会と検討し、校長が任命します。

【構成員】

- いじめ防止等対策委員会の構成員に加え、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。
- 学校は、調査内容を市教育委員会へ報告するとともに、必要な対応を協議します。
- 学校主体の調査では重大事態への対処等に十分な結果を得られないと判断した場合、市教育委員会による調査を依頼します。

(3) いじめを受けた生徒及びその保護者への情報提供

- 学校は、重大事態と判断し、いじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・的確に情報提供を行います。
- 当該情報提供を行うに当たっては、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意して行います。

○調査のために実施したアンケートの結果については、個人のプライバシーに配慮した上で、いじめを受けた生徒やその保護者に提供する場合もあることを、調査に先立ち、調査対象の在校生や保護者に説明します。

(4) 調査結果の報告

○いじめの重大事態について、学校が実施した調査結果は、市教育委員会を通じて、総合教育会議の中で市長に報告します。

○いじめを受けた生徒やその保護者が希望する場合は、いじめを受けた生徒やその保護者から所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えます。

(5) 調査結果の公表

○市教育委員会又は学校は、いじめ重大事態に関する調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた生徒及びその保護者の意向、公表をした場合の生徒への影響などを総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表を行います。

○公表を行う場合は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、公表の方針について事前に説明を行うこととします。

☆重大事態に対するフロー

